

「熊本市再犯防止推進計画（仮称）」骨子（案）について

令和2年9月 生活安全課

第1章 計画策定の趣旨

1 計画の目的

熊本市において、過去に犯罪をした人等が社会で孤立することなく、地域社会の理解と協力を得ながら、円滑な社会復帰を促進し、市民が犯罪による被害を受けることを防止するため、再犯の防止等（少年の非行防止等を含む。）に関する基本理念・推進施策等を定めた「熊本市再犯防止推進計画」を策定し、すべての市民が安全で安心して暮らせる社会を実現します。

2 計画の位置づけ

再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項に定める「地方再犯防止推進計画」として、本市における再犯防止推進施策を総合的かつ計画的に推進する計画とします。

計画の推進にあたっては、熊本市第7次総合計画及び関連する諸計画との整合性を図り、また、「持続可能な開発目標（SDGs）」の理念である「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に取り組むものです。

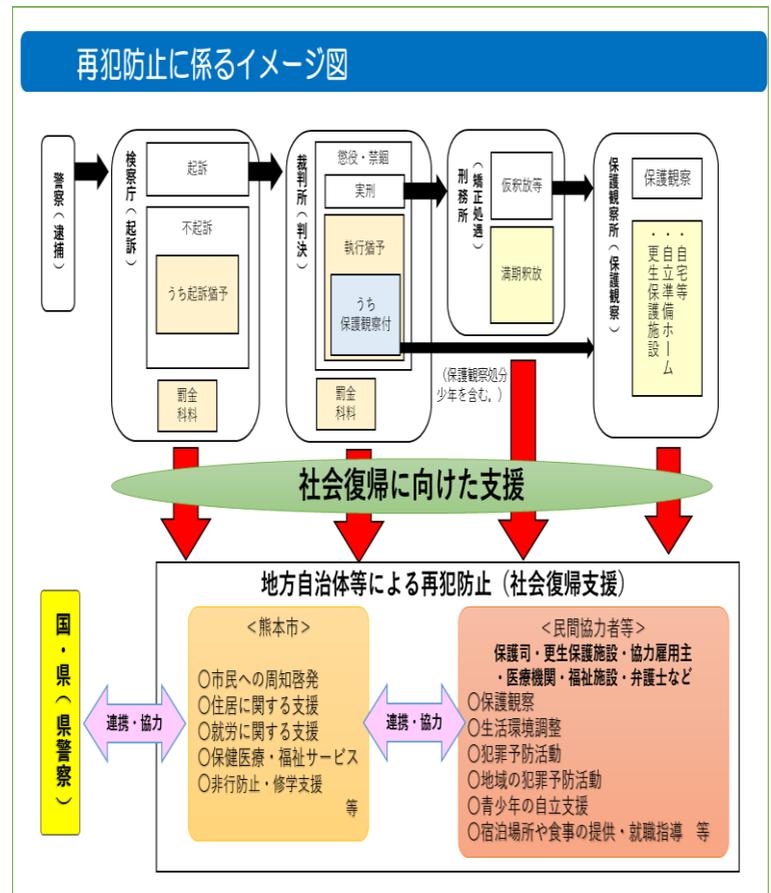
3 計画の対象者

本計画の対象者は、犯罪をした人（起訴猶予者、執行猶予者、罰金・科料を受けた人、矯正施設出所者、非行少年若しくは非行少年であった人等）で、更生の思いがあり、本市において、住居・就労の確保や保健医療・福祉サービス、修学等の支援が必要な人を対象とします。

また、必要に応じて、これらの家族と犯罪被害に遭われた人も対象とします。

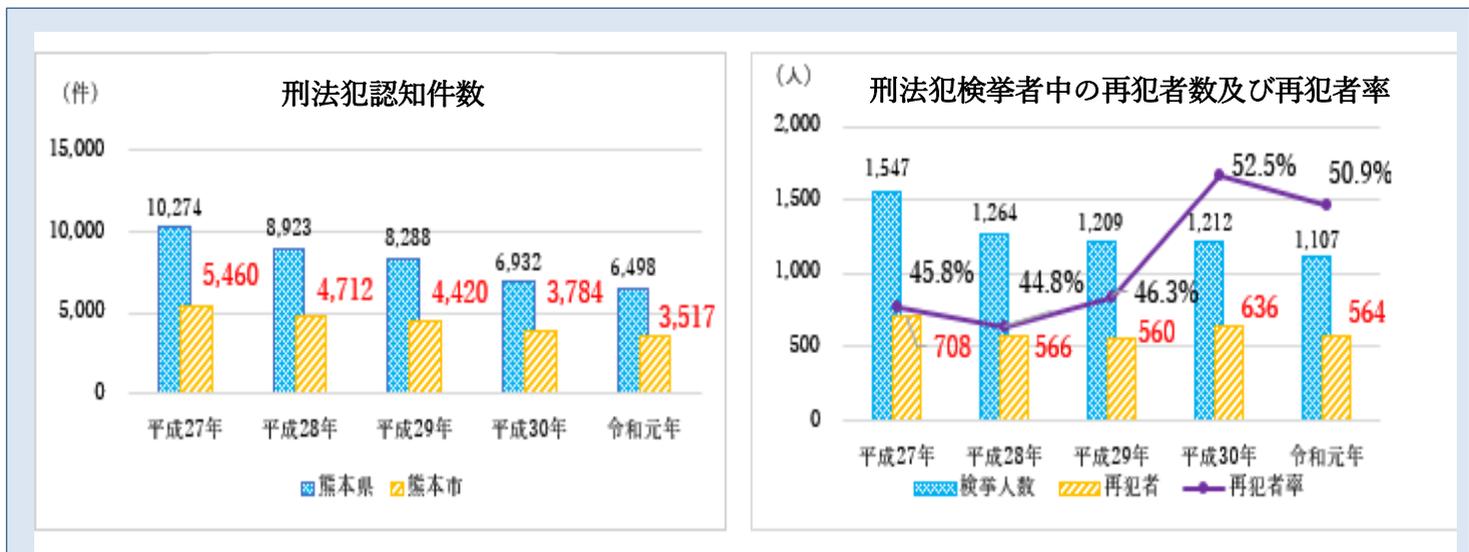
4 計画の期間

令和3年度（2021年度）から令和5年度（2023年度）までの3年間とします。



第2章 再犯防止を取り巻く現状と課題

1 犯罪・非行の現状と課題



(1) 犯罪・非行の現状と課題

- ◇ 刑法犯認知件数（令和元年）
3, 517件
- ◇ 刑法犯検挙者中の再犯者数（令和元年）
564人（再犯者率 50.9%）
- ◇ 刑法犯少年数（令和元年）
178人（全刑法犯検挙人数の15.3%）

- ◆ 犯罪・非行の未然防止に向けた関係機関・団体等との連携による取組が必要
- ◆ 犯罪をした人等の特性に応じた取組が必要
- ◆ 犯罪をした人等の更生に対する地域社会の理解促進が必要

(2) 矯正施設・更生保護の現状と課題

- ◇ 矯正施設の再入者数・再入者率（平成30年）
10,902人・59.7%（入所者数18,272人）
- ◇ 刑務所再入所者のうち、住居不定の人 21.9%（平成30年）
- ◇ 刑務所再入所者のうち、無職の人 72.1%（平成30年）
- ◇ 熊本市内の協力雇用主数 97社（令和2年）
（うち13社、27人雇用）
- ◇ 熊本市の保護司数 291人（令和2年）

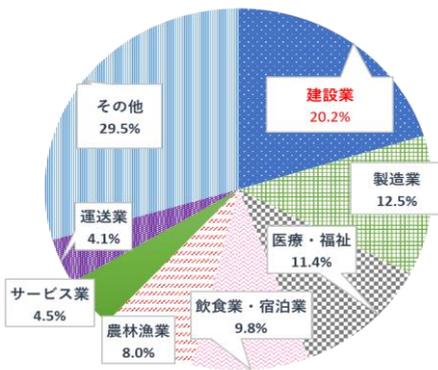
- ◆ 自立更生者の住居・就労の確保に向けた取組が必要
- ◆ 協力雇用主企業の登録促進と多様な業種の確保が必要
- ◆ 保護司をはじめ、更生保護ボランティアの方の継続した確保と活動支援が必要

(3) 熊本市再犯防止推進モデル事業

【実態調査】（平成30年度）

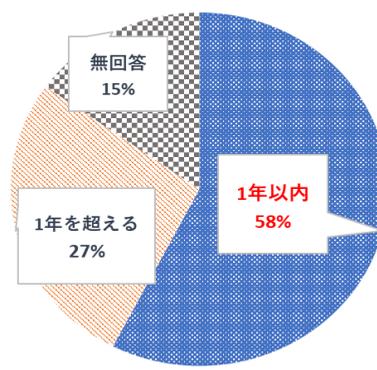
ア 支援対象者への調査

支援対象者の希望する業種



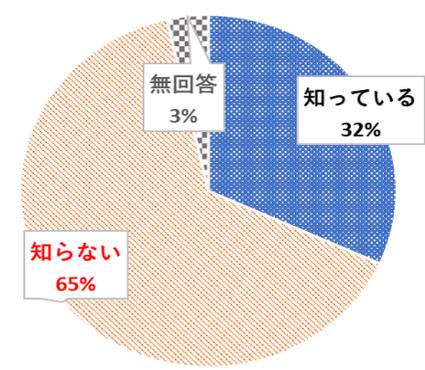
イ 協力雇用主への調査

支援対象者の勤務継続期間



ウ 未協力雇用主への調査

協力雇用主制度の認知度



エ 支援団体等へのヒアリング

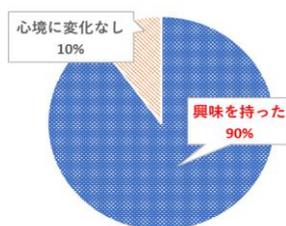
- ◇ 社会復帰後の住居及び就労の確保とそれに対する社会の理解促進が必要
- ◇ 対象者は犯歴を開示せず就職し、犯歴が知れることへの不安がある
- ◇ 犯罪や非行をした人への福祉的サービス等の情報提供が必要

【就労支援事業】（令和元年度～2年度）

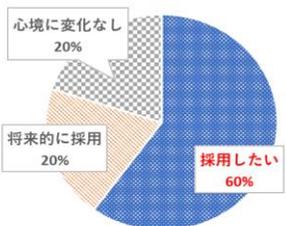
- ア 社会復帰応援企業「求人情報誌」発行
（令和元年11月、令和2年2月発行720部）
⇒ 2人就職
- イ 社会復帰応援「企業セミナー」の実施
（令和元年11月開催、参加企業22社、参加者37人）
⇒ 協力雇用主制度に興味を持った 90%
- ウ 社会復帰応援「企業説明会・個別面談会」の実施
（令和元年11月、令和2年2月開催 参加企業23社 参加者10人）
⇒ 2人就職
- エ 「介護職員初任者研修養成講座」の実施
（令和2年1月～2月、全23回開催、参加者3人）
⇒ 全員修了・資格取得済み

社会復帰応援企業セミナー アンケート

<協力雇用主制度について>



<支援対象者の採用について>



【モデル事業を通じた課題】

- ア 関連機関・協力雇用主等と連携して求人情報の提供を進め、より効果的な支援につなげることが必要
- イ 就労や資格取得に向けた講座の開催や情報の提供が必要
- ウ 協力雇用主制度の周知と事業者の理解を深め、協力雇用主の登録促進と業種を拡充することが必要

第3章 基本理念・基本方針

1 基本理念

犯罪をした人等の人権を尊重し、地域社会の理解と協力を得ながら、円滑な社会復帰を支援することで、再犯を防止するとともに、あらゆる犯罪の被害に遭うことのないよう「犯罪や非行のない、だれもが安全で安心して暮らせる社会」を実現します。

2 基本方針

犯罪をした人等が、社会において孤立することなく、再び地域社会を構築する一員となるよう、次の推進施策に取組みます。犯罪をした人等の支援に際しては、被害に遭われた人の心情等に最大限配慮し、再犯防止に取り組みます。

(推進施策)

- (1) 国・県・民間団体等との連携強化と広報・啓発の推進
- (2) 住居の確保に関する支援
- (3) 就労の確保に関する支援
- (4) 保健医療・福祉サービスの利用促進
- (5) 非行の防止と修学支援
- (6) 犯罪をした人等の特性に応じた支援

3 成果指標

熊本市の刑法犯検挙者中の再犯者数を450人以下とします。
(基準値：令和元年刑法犯検挙者中の再犯者数564人)

第4章 施策の展開

1 国・県・関係団体との連携強化と広報・啓発の推進	
(1) "社会を明るくする運動"の促進	<ul style="list-style-type: none"> ■ "社会を明るくする運動"推進大会の実施 ■ 人権啓発運動の実施 等
(2) 民間協力団体の活動促進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 更生保護団体等への活動支援 ■ 関係機関・団体による支援窓口との連携 等
2 住居の確保に関する支援	
(1) 公営住宅への入居支援	<ul style="list-style-type: none"> ■ 住宅に困窮する人に対する市営住宅の供給促進 ■ 市営住宅入居申し込みへの配慮 等
(2) 民間住宅への入居支援	<ul style="list-style-type: none"> ■ セーフティネット住宅の活用と登録の推進 ■ 熊本市居住支援協議会と連携した入居支援 等
3 就労の確保に関する支援	
(1) 就労に向けた相談・支援等の充実	<ul style="list-style-type: none"> ■ 相談窓口の設置と求人情報の提供 ■ 就労準備・就労訓練事業の実施 等
(2) 協力雇用主の活動に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> ■ 協力雇用主登録に向けた広報啓発 ■ 業務委託における入札時の優遇措置の検討 等
4 保健医療・福祉サービスの利用促進	
(1) 高齢者・障がい者への支援	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域包括ケアシステムの推進 ■ 障がい者相談支援センターの運営 等
(2) 薬物依存を有する者等への支援	<ul style="list-style-type: none"> ■ 薬物乱用防止運動の実施 ■ 薬物依存症対策関係機関との連携強化 等
5 非行の防止と修学支援	
(1) 少年非行・被害の未然防止への支援	<ul style="list-style-type: none"> ■ 子ども・若者総合相談センターの運営 ■ 少年非行・被害防止に向けた街頭指導の実施 等
(2) 学校等と連携した修学支援	<ul style="list-style-type: none"> ■ 学校における教育相談と学校教育コンシェルジュの活用 ■ 奨学金の貸付による生徒、学生等への修学支援 等
6 犯罪をした人等の特性に応じた指導・支援	
(1) DV・ストーカーに関する指導・支援	<ul style="list-style-type: none"> ■ DV加害者更生・被害者相談窓口の運営 ■ 精神医学的な治療に向けた医療機関との連携 等
(2) その他の特性に応じた指導・支援	<ul style="list-style-type: none"> ■ 女性相談窓口の運営 ■ 関係機関・団体等と連携した暴力追放運動の実施 等

第5章 計画の推進体制

1 推進体制

(1) 庁内の推進体制

庁内関係部署課長で構成する「再犯防止推進関係課長会議」において、関連事業の進捗管理を行うとともに、各施策を推進します。

(2) 熊本市再犯防止推進連絡会等

再犯防止の関係機関・団体等により構成した「熊本市再犯防止推進連絡会」にて情報を共有し、各施策を総合的に推進します。

また、刑事司法関係機関・関係団体会議、熊本県再犯防止推進連絡協議会等への参画とともに、保護司会との連絡会議を定期的に開催し、本計画を推進します。

2 進捗管理

本計画に掲げる事項について、関係機関・団体と連携し、定期的に進捗状況の調査・分析及び評価を行います。

また、必要に応じて、計画の変更や事業の見直し等の措置を講じるなど、PDCAサイクルの考えを取り入れながら、効果的な施策の推進に取り組んでいきます。